

市区町村別集計項目(推進体制等)

青森県	
市区町村数	40

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問1		問2-1 庁内連絡会議の有無	問2-2 諮問機関の有無	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2024年4月1日現在で有効なもの)					
			担当課(室)名	所属			問3-1 有			問3-1 無	問4-1 有				問4-1 無	
							問3-2 条例名称	問3-2 公布日(西暦)	問3-2 施行日(西暦)	問3-3 現在の状況	問4-2 計画名称	問4-2 計画期間	問4-2 女性活躍推進法との関係	問4-3 計画策定の方法		問4-4 現在の状況
					4	9	2				37					
2	201	青森市	人権男女共同参画課	1	1	1	1	青森市男女共同参画推進条例	2018年3月23日	2018年4月1日					1	
2	202	弘前市	ひとつくり推進室	1	2	2	1				4	弘前市男女共同参画プラン2023	2023年4月1日	～ 2028年3月31日	1	1
2	203	八戸市	男女共同参画推進室	1	1	2	1	八戸市男女共同参画基本条例	2001年9月27日	2001年10月1日		第5次八戸市男女共同参画基本計画 男女共同参画社会をめざすはちのへプラン2022～	2022年4月1日	～ 2027年3月31日	1	1
2	204	黒石市	企画課	1	2	1	1				4	第3次くろいし男女共同参画推進プラン	2020年4月1日	～ 2026年3月31日	1	1
2	205	五所川原市	男女共同参画室	1	2	2	1				4	第5次五所川原市男女共同参画計画	2022年4月1日	～ 2027年3月31日	1	1
2	206	十和田市	総務課	1	2	1	1				4	第3次十和田市男女共同参画社会推進計画	2022年4月1日	～ 2027年3月31日	1	1
2	207	三沢市	広報広聴課	1	2	2	2				4	第3次みさわハーモニープラン～自分らしく生きるために～	2022年4月1日	～ 2032年3月31日	1	1
2	208	むつ市	市民連携課	1	2	2	1				4	第3次むつ市男女共同参画推進基本計画	2023年4月	～ 2033年3月	1	1
2	209	つがる市	地域創生課	1	2	2	1				4	第2次つがる市男女共同参画プラン	2017年4月1日	～ 2026年3月31日	1	1
2	210	平川市	生涯学習課	2	2	2	1				4	第4次平川市男女共同参画推進プラン	2022年3月	～ 2027年3月	1	1
2	301	平内町	総務課	1	2	2	2				4	第3次平内町男女共同参画プラン-豊かな人間性と郷土を求めて-	2022年4月	～ 2032年3月31日	1	1
2	303	今別町	総務企画課	1	2	2	2				4	第3次今別町男女共同参画プラン	2019年4月1日	～ 2023年3月31日	2	1
2	304	蓬田村	健康福祉課	1	2	2	2				4	第2次蓬田村男女共同参画推進計画	2014年4月1日	～ 2024年3月31日	2	1
2	307	外ヶ浜町	総務課	1	2	2	2				4	第2次外ヶ浜町男女共同参画推進計画	2021年4月	～ 2026年3月	2	1
2	321	鱒ヶ沢町	企画観光課	1	2	2	2				4	第2次鱒ヶ沢町男女共同参画推進プラン	2022年4月1日	～ 2032年3月31日	1	1
2	323	深浦町	総合戦略課	1	2	2	2				4	第2次深浦町男女共同参画推進プラン	2022年4月	～ 2032年3月	1	1
2	343	西目屋村	住民課	1	2	2	2				4	西目屋村男女共同参画計画	2021年4月	～ 2031年4月	2	1
2	361	藤崎町	生涯学習課	2	2	2	2				4	第2次藤崎町男女共同参画推進計画	2021年4月1日	～ 2031年3月31日	1	1
2	362	大鰐町	総務課	1	2	2	2				4	第2次大鰐町男女共同参画推進計画	2021年4月1日	～ 2031年3月31日	1	1
2	367	田舎館村	総務課	1	2	2	2				4	田舎館村男女共同参画推進計画	2021年4月1日	～ 2031年3月31日	1	1
2	381	板柳町	生涯学習課	2	2	2	2				4	板柳町男女共同参画推進計画	2022年4月	～ 2031年3月	1	1
2	384	鶴田町	教育委員会	2	2	2	2				4					1
2	387	中泊町	総合戦略課	1	2	2	2				4	第2次中泊町男女共同参画推進プラン	2021年4月1日	～ 2030年3月31日	1	1
2	401	野辺地町	企画財政課	1	2	2	2				4	第3次野辺地町男女共同参画基本計画	2022年4月	～ 2031年3月	1	1
2	402	七戸町	企画調整課	1	2	1	2				4	第3次七戸町男女共同参画基本計画	2024年4月	～ 2034年3月	1	1
2	405	六戸町	総務課	1	2	2	2				4	六戸町男女共同参画基本計画	2022年4月1日	～ 2032年3月31日	1	1
2	406	横浜町	企画財政課	1	2	2	2				4	第2次横浜町男女共同参画基本計画	2022年	～ 2032年	1	1
2	408	東北町	企画課	1	2	2	2				4	第2次東北町男女共同参画プラン	2022年4月	～ 2031年3月	1	1
2	411	六ヶ所村	社会教育課	2	2	2	2				4	第2次六ヶ所村男女共同参画社会基本計画	2022年4月	～ 2032年3月	1	2
2	412	おいらせ町	政策推進課	1	2	2	2				4	第4次おいらせ町男女共同参画および第4次おいらせ町DV(配偶者からの暴力)対策基本計画	2024年4月	～ 2029年3月	1	1

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問1		問2-1	問2-2	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2024年4月1日現在で有効なもの)					
			担当課(室)名	所属	事務所の有無	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	問3-1 有			問3-1 無	問4-1 有				問4-1 無
								問3-2 条例名称	問3-2 公布日(西暦)	問3-2 施行日(西暦)	問3-3 現在の状況	問4-2 計画名称	問4-2 計画期間	問4-2 女性活躍推進法との関係	問4-3 計画策定の方法	問4-4 現在の状況
2	423	大間町	総務課	1	2	2				4	大間町男女共同参画推進計画	2021年4月 ~ 2031年3月	2	1		
2	424	東通村	企画課	1	2	2				4	東通村男女共同参画推進計画	2024年4月 ~ 2029年3月	1	1		
2	425	風間浦村	総務課	1		2				4	風間浦村男女共同参画推進計画	2021年4月 ~ 2031年3月	1	1		
2	426	佐井村	総合戦略課	1	2	2				4					2	
2	441	三戸町	まちづくり推進課	1	2	2				4	第2期三戸町男女共同参画社会基本計画	2021年4月 ~ 2030年4月	1	1		
2	442	五戸町	総合政策課	1	2	2				4	第2次五戸町男女共同参画推進計画	2021年4月1日 ~ 2031年3月31日	1	1		
2	443	田子町	政策推進課	1	2	2				4	第2次田子町男女共同参画推進計画	2022年4月1日 ~ 2032年3月31日	1	1		
2	445	南部町	住民生活課	1	2	2				4	第2次南部町男女共同参画社会基本計画	2019年4月1日 ~ 2029年3月31日	1	1		
2	446	階上町	総務課	1	2	2				4	第2次階上町男女共同参画推進プラン	2022/4/1 ~ 2032/3/31	1	1		
2	450	新郷村	総務課	1		2				4	新郷村男女共同参画推進計画	2017年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1		

<選択肢回答>

所属

- 1 首長部局
- 2 教育委員会

庁内連絡会議

- 1 有
- 2 無

男女共同参画に関する条例

現在の状況

- 1 2025年3月末までの制定を目途に検討中
- 2 2024年度以降の制定を目途に検討中
- 3 その他
- 4 検討していない

男女共同参画に関する計画

女性活躍推進法の推進計画との関係

- 1 一体
- 2 一体でない

計画の策定方法(総合計画の一部として策定している場合、「問4-2 計画名称」は括弧書きで表記)

- 1 単独計画として策定
- 2 総合計画の一部として策定

現在の状況

- 1 策定予定有
- 2 策定予定無

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2024年4月1日現在で開設済の施設)																
			問6-1		問6-4 所在地等					問6-3 施設形態		問6-5 管理・運営主体							
			名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	施設管理		事業運営					
												直営	指定管理者 その他	直営	指定管理者 その他				
			1									0	1	0	1	0	0	1	0
2	201	青森市	青森市男女共同参画プラザ*	カタル	030-0801	青森市新町1丁目3-7 アウガ5階	017-776-8800	017-776-8828	https://www.kadar-acor.jp/		○		○					○	
2	202	弘前市																	
2	203	八戸市																	
2	204	黒石市																	
2	205	五所川原市																	
2	206	十和田市																	
2	207	三沢市																	
2	208	むつ市																	
2	209	つがる市																	
2	210	平川市																	
2	301	平内町																	
2	303	今別町																	
2	304	蓬田村																	
2	307	外ヶ浜町																	
2	321	鱒ヶ沢町																	
2	323	深浦町																	
2	343	西目屋村																	
2	361	藤崎町																	
2	362	大鰐町																	
2	367	田舎館村																	
2	381	板柳町																	
2	384	鶴田町																	
2	387	中泊町																	
2	401	野辺地町																	
2	402	七戸町																	
2	405	六戸町																	
2	406	横浜町																	
2	408	東北町																	
2	411	六ヶ所村																	
2	412	おいらせ町																	
2	423	大間町																	
2	424	東通村																	
2	425	風間浦村																	

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2024年4月1日現在で開設済の施設)														
			問6-1			問6-4 所在地等					問6-3 施設 形態		問6-5 管理・運営主体				
			名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単 独	複 合	施設管理		事業運営			
												直 営	指 定 管 理 者	そ の 他	直 営	指 定 管 理 者	そ の 他
2	426	佐井村															
2	441	三戸町															
2	442	五戸町															
2	443	田子町															
2	445	南部町															
2	446	階上町															
2	450	新郷村															

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	男女共同参画に関する宣言			問5 首長、自治会長等の状況(2024年7月1日現在)															
		問7-1			市 区 長 数	うち 女性 市区 長数	女性 比率 (%)	副 市 区 長 数	うち 女性 副市 区長 数	女性 比率 (%)	町 村 長 数	うち 女性 町村 長数	女性 比率 (%)	副 町 村 長 数	うち 女性 副町 村長 数	女性 比率 (%)	自 治 会 長 数	うち 女性 自治 会長 数	女性 比率 (%)	
		宣 言 年 月 日	宣 言 名 称	宣 言 の 形 態																
			3		10	0	0.0	12	0	0.0	30	1	3.3	23	0	0.0	3,505	175	5.0	
2	201	青森市	1996年10月22日	「男女共同参画都市」青森宣言	2	1	0	0.0	2	0	0.0						405	18	4.4	
2	202	弘前市				1	0	0.0	1	0	0.0						325	8	2.5	
2	203	八戸市	2001年6月25日	はちのへ男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	2	0	0.0						462	19	4.1	
2	204	黒石市				1	0	0.0	0	0							126	1	0.8	
2	205	五所川原市				1	0	0.0	1	0	0.0						267	37	13.9	
2	206	十和田市				1	0	0.0	1	0	0.0						274	18	6.6	
2	207	三沢市				1	0	0.0	1	0	0.0						109	11	10.1	
2	208	むつ市				1	0	0.0	2	0	0.0						162	5	3.1	
2	209	つがる市				1	0	0.0	1	0	0.0						131	3	2.3	
2	210	平川市				1	0	0.0	1	0	0.0						63	0	0.0	
2	301	平内町										1	0	0.0	1	0	0.0	59	3	5.1
2	303	今別町										1	0	0.0	1	0	0.0	16	0	0.0
2	304	蓬田村										1	0	0.0	1	0	0.0	10	0	0.0
2	307	外ヶ浜町										1	1	100.0	1	0	0.0	40	2	5.0
2	321	鱒ヶ沢町										1	0	0.0	1	0	0.0	70	2	2.9
2	323	深浦町										1	0	0.0	1	0	0.0	35	0	0.0
2	343	西目屋村										1	0	0.0	0	0		7	0	0.0
2	361	藤崎町										1	0	0.0	1	0	0.0	48	4	8.3
2	362	大鱒町										1	0	0.0	0	0		22	0	0.0
2	367	田舎館村										1	0	0.0	1	0	0.0	21	0	0.0
2	381	板柳町										1	0	0.0	1	0	0.0	40	1	2.5
2	384	鶴田町										1	0	0.0	0	0		40	1	2.5
2	387	中泊町										1	0	0.0	1	0	0.0	36	0	0.0
2	401	野辺地町	2000年8月26日	野辺地町男女共同参画都市宣言	1							1	0	0.0	1	0	0.0	23	0	0.0
2	402	七戸町										1	0	0.0	1	0	0.0	122	16	13.1
2	405	六戸町										1	0	0.0	1	0	0.0	52	4	7.7
2	406	横浜町										1	0	0.0	0	0		29	1	3.4
2	408	東北町										1	0	0.0	1	0	0.0	109	7	6.4
2	411	六ヶ所村										1	0	0.0	1	0	0.0	27	0	0.0
2	412	おいらせ町										1	0	0.0	1	0	0.0	55	2	3.6
2	423	大間町										1	0	0.0	0	0		17	1	5.9
2	424	東通村										1	0	0.0	0	0		29	1	3.4
2	425	風間浦村										1	0	0.0	0	0		4	0	0.0
2	426	佐井村										1	0	0.0	1	0	0.0	7	0	0.0
2	441	三戸町										1	0	0.0	1	0	0.0	24	1	4.2
2	442	五戸町										1	0	0.0	1	0	0.0	62	1	1.6
2	443	田子町										1	0	0.0	1	0	0.0	48	3	6.3
2	445	南部町										1	0	0.0	1	0	0.0	65	1	1.5
2	446	階上町										1	0	0.0	1	0	0.0	19	1	5.3
2	450	新郷村										1	0	0.0	1	0	0.0	45	3	6.7

<選択肢回答>
 男女共同参画に関する宣言
 宣言の形態
 1 首長声明
 2 議会の議決
 3 庁内連絡会議の決定
 4 その他

調査時点コード	1	2024年4月1日	2	その他
---------	---	-----------	---	-----

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値							問8-2 目標設定の対象である審議会等の範囲	問9 地方自治法(第202条の3)に基づき審議会等における登用状況					問10 地方自治法(第180条の5)に基づき委員会等における登用状況					問9-1 (再掲)市町村防災会議(委員のみ) (再掲)市町村防災会議(会長を含む)					調査時点コード											
		問8-1			問8-2					審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	委員会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	問8 目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値	その他	問9 地方自治法(第202条の3)に基づき審議会等における登用状況	その他	問10 地方自治法(第180条の5)に基づき委員会等における登用状況	その他	
		目標値(%)	目標達成期限	目標値	審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性委員数																												女性比率(%)
	小計				436	325	4,584	1,408	30.7		739	610	8,464	2,212	26.1	202	95	1,135	161	14.2	698	49	7.0	735	50	6.8										
2	201	青森市			0	0	0	0			43	40	454	130	28.6	5	2	35	3	8.6	34	4	11.8	35	4	11.4	1		2	2024年5月31日	1					
2	202	弘前市			0	0	0	0			50	43	576	157	27.3	5	2	40	5	12.5	34	4	11.8	35	4	11.4	2	2024年5月17日	2	2024年5月17日	2	2024年5月20日				
2	203	八戸市	30.0	2027年3月	86	46	590	176	29.8	地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例の定めるところにより市が設置した機関	55	46	592	176	29.7	5	5	33	7	21.2	35	3	8.6	36	3	8.3	1		1			1				
2	204	黒石市	30.0	2026年3月	50	43	544	138	25.4	法令、条例に基づき設置された会	37	33	402	99	24.6	5	3	26	3	11.5	20	1	5.0	21	1	4.8	1		1			1				
2	205	五所川原市	30.0	2027年3月	24	21	305	91	29.8	広域のものを除き、法律や政令、条例により設置されている審議会や委員会等(地方自治法第202条の3、第180条の5)	24	21	305	91	29.8	5	2	33	4	12.1	29	4	13.8	30	4	13.3	1		1			1				
2	206	十和田市	40.0	2027年3月	36	29	422	123	29.1	条例・規則・要綱等でその担任する事項について「調定・審議・審査または調査等を行う」と定められている審議会等。	25	24	263	84	31.9	5	2	32	3	9.4	18	2	11.1	19	2	10.5	1		1			1				
2	207	三沢市		2032年3月	30~50%	31	30	384	124	32.3	条例等に設置されている審議会等	31	30	384	124	32.3	5	4	27	8	29.6	31	2	6.5	32	2	6.3	1		1			1			
2	208	むつ市	30.0	2026年3月	33	25	414	118	28.5	地方自治法(第203条の3)に基づく審議会及び地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等	27	22	356	100	28.1	5	2	32	2	6.3	25	9	36.0	26	9	34.6	2	2023年12月1日	1			1				
2	209	つがる市	40.0	2026年3月	0	0	0	0			20	14	225	40	17.8	4	3	46	6	13.0	19	0	0.0	20	0	0.0	1		1			1				
2	210	平川市	30.0	2027年3月	54	47	670	194	29.0	市審議会等	29	27	329	94	28.6	5	2	34	4	11.8	20	1	5.0	21	1	4.8	1		1			1				
2	301	平内町			0	0	0	0			15	9	138	18	13.0	5	3	23	4	17.4	17	1	5.9	18	1	5.6	1		2	2024年5月1日	2	2024年5月1日				
2	303	今別町			0	0	0	0			6	3	49	7	14.3	5	1	21	2	9.5	19	0	0.0	20	0	0.0	1		1			1				
2	304	蓬田村			0	0	0	0			9	7	82	12	14.6	5	2	24	2	8.3	19	2	10.5	20	2	10.0	1		1			1				
2	307	外ヶ浜町			0	0	0	0			8	7	99	11	11.1	5	2	29	3	10.3	17	1	5.9	18	2	11.1	1		1			1				
2	321	鱒ヶ沢町			0	0	0	0			13	8	130	19	14.6	5	2	27	4	14.8	15	0	0.0	16	0	0.0	2	2024年6月1日	2	2024年6月1日	2	2024年6月1日				
2	323	深浦町			38	25	599	263	43.9		11	7	128	16	12.5	5	2	27	4	14.8	13	0	0.0	14	0	0.0	1		1			1				
2	343	西目屋村			0	0	0	0			5	1	34	3	8.8	5	2	22	3	13.6	10	0	0.0	11	0	0.0	1		1			1				
2	361	藤崎町			0	0	0	0			23	20	246	62	25.2	5	4	28	6	21.4	11	0	0.0	12	0	0.0	1		1			1				
2	362	大鰐町			0	0	0	0			18	13	164	37	22.6	5	3	43	8	18.6	10	0	0.0	11	0	0.0	1		1			1				
2	367	田舎館村			0	0	0	0			14	11	135	43	31.9	5	2	23	3	13.0	11	0	0.0	12	0	0.0	1		1			1				
2	381	板柳町			0	0	0	0			10	9	137	35	25.5	5	2	26	2	7.7	19	0	0.0	20	0	0.0	1		1			1				
2	384	鶴田町	30.0	2031年3月	8	8	109	25	22.9		8	8	109	25	22.9	5	2	29	3	10.3							1		1			1				
2	387	中泊町			0	0	0	0			15	13	133	43	32.3	5	3	29	4	13.8	0	0	0.0	1	0	0.0	2	2021年4月1日	1			1				
2	401	野辺地町	30.0	2031年3月	20	17	223	53	23.8		20	17	223	53	23.8	5	2	30	4	13.3	20	1	5.0	21	1	4.8	1		1			1				
2	402	七戸町			0	0	0	0			17	12	141	39	27.7	5	2	28	4	14.3	19	0	0.0	20	0	0.0	1		1			1				
2	405	六戸町	20.0	2026年3月	0	0	0	0			10	7	86	11	12.8	5	2	29	3	10.3	17	0	0.0	18	0	0.0	1		1			1				
2	406	横浜町			0	0	0	0			13	10	139	39	28.1	6	3	24	5	20.8	16	0	0.0	17	0	0.0	1		1			1				
2	408	東北町			0	0	0	0			9	7	111	16	14.4	5	2	28	5	17.9	19	1	5.3	20	1	5.0	1		1			1				
2	411	六ヶ所村			0	0	0	0			9	8	134	42	31.3	5	2	27	3	11.1	20	1	5.0	21	1	4.8	1		1			1				
2	412	おいらせ町	50.0	2029年3月	55	34	324	103	31.8	法律、政令又は条例により設置されている審議会等	30	25	241	77	32.0	5	3	33	5	15.2	17	2	11.8	18	2	11.1	1		1			1				
2	423	大間町			0	0	0	0			11	6	106	11	10.4	5	3	18	5	27.8	16	0	0.0	17	0	0.0	1		1			1				
2	424	東通村			0	0	0	0			6	6	71	17	23.9	5	2	22	3	13.6	19	2	10.5	20	2	10.0	1		1			1				
2	425	風間浦村			0	0	0	0			7	6	53	12	22.6	5	4	20	8	40.0	17	0	0.0	18	0	0.0	1		1			1				
2	426	佐井村			0	0	0	0			2	2	18	10	55.6	5	2	22	5	22.7							1		1			1				
2	441	三戸町			0	0	0	0			10	9	110	26	23.6	5	2	26	3	11.5	14	1	7.1	15	1	6.7	1		1			1				
2	442	五戸町			0	0	0	0			14	12	173	31	17.9	5	1	32	3	9.4	21	3	14.3	22	3	13.6	1		1			1				
2	443	田子町			0	0	0	0			10	10	93	32	34.4	5	2	23	3	13.0							1		1			1				
2	445	南部町	30.0	2028年3月	0	0	0	0			15	12	197	31	15.7	5	2	29	4	13.8	20	2	10.0	21	2	9.5	1		1			1				
2	446	階上町			0	0	0	0			28	18	225	50	22.2	5	3	28	4	14.3	19	0	0.0	20	0	0.0	1		1			1				
2	450																																			

調査時点コード	1	2024年4月1日	2	その他
---------	---	-----------	---	-----

都道府県	市区町村コード	市区町村名	問11-1 管理職の在職状況															問11-2 職務上の地位別職員在職状況										調査時点コード	その他	問11-5 本庁の防災・危機管理部局への配置状況					調査時点コード	その他														
			うち一般行政職					うち一般行政職					うち一般行政職					うち一般行政職					うち管理職数																											
			管理職総数	うち管理職数	女性比率	管理職総数	うち女性数	女性比率	管理職総数	うち女性数	女性比率	管理職総数	うち女性数	女性比率	管理職総数	うち女性数	女性比率	管理職総数	うち女性数	女性比率	管理職総数	うち女性数	女性比率	管理職総数	うち女性数	女性比率	管理職総数			うち女性数	女性比率	管理職総数	うち女性数	女性比率																
			うち女性数	女性比率	うち女性数	女性比率	うち女性数	女性比率	うち女性数	女性比率	うち女性数	女性比率	うち女性数	女性比率	うち女性数	女性比率	うち女性数	女性比率	うち女性数	女性比率	うち女性数	女性比率	うち女性数	女性比率	うち女性数	女性比率	うち女性数			女性比率	うち女性数	女性比率	うち女性数	女性比率																
			1,594	266	16.7	1,146	152	13.3	211	24	11.4	144	15	10.4	134	21	15.7	105	16	15.2	1,249	221	17.7	897	121	13.5	1,952	549	28.1	1,557	348	22.4	2,585	1,022	39.5	1,988	668	33.6					229	32	14.0	40	1	2.5		
2	201	青森市	234	41	17.5	163	24	14.7	25	3	12.0	22	2	9.1	26	4	15.4	22	3	13.6	183	34	18.6	119	19	16.0	347	71	20.5	301	36	12.0	649	276	42.5	529	189	35.7	1				8	1	12.5	3	0	0.0	1	
2	202	弘前市	95	8	8.4	92	8	8.7	26	3	11.5	25	3	12.0	0	0	0.0	0	0	0.0	69	5	7.2	67	5	7.5	246	57	23.2	238	51	21.4	362	139	38.4	333	120	36.0	1				11	1	9.1	1	0	0.0	1	
2	203	八戸市	255	54	21.2	120	19	15.8	22	1	4.5	15	1	6.7	50	6	12.0	34	3	8.8	183	47	25.7	71	15	21.1	262	80	30.5	167	41	24.6	263	124	47.1	175	65	37.1	1				16	2	12.5	3	0	0.0	1	
2	204	黒石市	64	12	18.8	32	4	12.5	30	4	13.3	8	1	12.5	0	0	0.0	0	0	0.0	34	8	23.5	24	3	12.5	78	38	48.7	47	20	42.6	60	34	56.7	24	3	12.5	1				3	0	0.0	1	0	0.0		
2	205	五所川原市	59	6	10.2	48	5	10.4	11	0	0.0	9	0	0.0	4	1	25.0	3	0	0.0	44	5	11.4	36	5	13.9	51	11	21.6	41	7	17.1	73	21	28.8	60	17	28.3	1				6	0	0.0	1	0	0.0	1	
2	206	十和田市	93	28	30.1	31	9	29.0	32	6	18.8	8	3	37.5	0	0	0.0	0	0	0.0	61	22	36.1	23	6	26.1	44	10	22.7	36	10	27.8	93	24	25.8	70	16	22.9	1				5	0	0.0	2	0	0.0	1	
2	207	三沢市	117	26	22.2	65	13	20.0	17	2	11.8	10	0	0.0	17	2	11.8	13	2	15.4	83	22	26.5	42	11	26.2	76	25	32.9	32	9	28.1	164	72	43.9	72	30	41.7	1				4	0	0.0	1	0	0.0	1	
2	208	むつ市	115	27	23.5	114	27	23.7	21	3	14.3	21	3	14.3	28	7	25.0	27	7	25.9	66	17	25.8	66	17	25.8	74	36	48.6	65	27	41.5	84	26	31.0	76	23	30.3	1				7	1	14.3	1	0	0.0	1	
2	209	つがる市	59	3	5.1	47	3	6.4	10	1	10.0	9	1	11.1	3	0	0.0	0	0	0.0	46	2	4.3	38	2	5.3	74	16	21.6	36	4	11.1	67	11	16.4	33	9	27.3	1				3	0	0.0	1	0	0.0	1	
2	210	平川市	33	3	9.1	28	3	10.7	8	1	12.5	8	1	12.5	6	1	16.7	6	1	16.7	19	1	5.3	14	1	7.1	31	7	22.6	29	6	20.7	45	14	31.1	41	13	31.7	1				4	0	0.0	0	0	0.0	1	
2	301	平内町	36	7	19.4	24	2	8.3	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	36	7	19.4	24	2	8.3	38	12	31.6	22	4	18.2	72	35	48.6	26	8	30.8	1				5	0	0.0	2	0	0.0	1	
2	303	今別町	7	0	0.0	7	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	7	0	0.0	7	0	0.0	6	1	16.7	6	1	16.7	0	0	0.0	0	0	0.0	1				1	0	0.0	0	0	0.0	1	
2	304	蓬田村	9	2	22.2	9	2	22.2	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	9	2	22.2	9	2	22.2	12	2	16.7	12	2	16.7	2	1	50.0	2	1	50.0	1				1	0	0.0	0	0	0.0	1	
2	307	外ヶ浜町	13	3	23.1	13	3	23.1	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	13	3	23.1	13	3	23.1	14	0	0.0	14	0	0.0	16	3	18.8	16	3	18.8	1				1	0	0.0	0	0	0.0	1	
2	321	髭ヶ沢町	10	0	0.0	10	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	10	0	0.0	10	0	0.0	42	10	23.8	36	10	27.8	27	12	44.4	27	12	44.4	1				2	0	0.0	0	0	0.0	1	
2	323	深浦町	19	1	5.3	16	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	19	1	5.3	16	0	0.0	55	6	10.9	45	3	6.7	12	5	41.7	9	3	33.3	1				3	0	0.0	1	0	0.0	1	
2	343	西目屋村	9	1	11.1	9	1	11.1	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	9	1	11.1	9	1	11.1	8	3	37.5	8	3	37.5	6	2	33.3	5	2	40.0	1				2	0	0.0	0	0	0.0	1	
2	361	藤崎町	16	1	6.3	16	1	6.3	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	16	1	6.3	16	1	6.3	20	4	20.0	20	4	20.0	29	10	34.5	29	10	34.5	1				3	0	0.0	0	0	0.0	1	
2	362	大鰐町	16	5	31.3	12	3	25.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	16	5	31.3	12	3	25.0	13	7	53.8	6	2	33.3	22	12	54.5	17	9	52.9	1				5	1	20.0	1	0	0.0	1	
2	367	田舎館村	11	1	9.1	11	1	9.1	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	11	1	9.1	11	1	9.1	13	1	7.7	12	1	8.3	27	8	29.6	24	6	25.0	1				3	0	0.0	0	0	0.0	1	
2	381	板柳町	18	2	11.1	14	1	7.1	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	18	2	11.1	14	1	7.1	20	11	55.0	13	5	38.5	43	22	51.2	27	8	29.6	1				0	0	0.0	0	0	0.0	1	
2	384	鶴田町	11	1	9.1	10	1	10.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	11	1	9.1	10	1	10.0	11	2	18.2	9	2	22.2	21	9	42.9	19	8	42.1	1				20	7	35.0	1	0	0.0	1	
2	387	中泊町	14	3	21.4	14	3	21.4	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	14	3	21.4	14	3	21.4	18	6	33.3	18	6	33.3	27	13	48.1	27	13	48.1	1				3	0	0.0	0	0	0.0	1	
2	401	野辺地町	13	2	15.4	12	1	8.3	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	13	2	15.4	12	1	8.3	17	5	29.4	15	3	20.0	69	22	31.9	63	13	20.6	1				4	1	25.0	1	0	0.0	1	
2	402	七戸町	20	1	5.0	20	1	5.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	20	1	5.0	20	1	5.0	34	12	35.3	32	10	31.3	18	3	16.7	18	3	16.7	1				5	0	0.0	1	0	0.0	1	
2	405	六戸町	13	1	7.7	9	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	13	1	7.7	9	0	0.0	12	3	25.0	12	3	25.0	11	4	36.4	11	4	36.4	1				8	2	25.0	1	0	0.0	1	
2	406	横浜町	13	3	23.1	13	3	23.1	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	13	3	23.1	13	3	23.1	10	4	40.0	9	3	33.3	7	2	28.6	6	1	16.7												

調査時点	議会関係は2024年7月1日(その他2024年4月1日)
------	------------------------------

都	道	区	府	市	町	村	名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																		
								問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問1で1.を選 択した場合、 取得すること が可能な休業 期間は、次の うちどれか。	問12-3 問1で1.を選 択した場合、 産後に産前 産後期間の 明記はある か。	問12-4 問3で1.を選 択した場合 該当部分の 条文(本文) を記入してく ださい。	問12-5 問1で1.を選 択した場合、 休業期間の 報酬について 減額の規定 はあるか。	問12-6 問5で1.を選 択した場合 該当部分の 条文(本文) を記入してく ださい。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)											
								1. 明記した規定があり、認めている。	2. 明記した規定はないが、運用上認めている。	3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。	4. 明記した規定がなく、過去に事例も判断したこともない。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他			
								14				1の合計	36	1	32			4			29	26	29	28	29	18
								4				2の合計	1	30	4			32			4	4	4	4	5	2
								1				3の合計	0	1				0			0	0	0	0	0	0
								21				4の合計	3	4							5	5	5	6	3	0
2	201			青森市				4				青森市議会	1	2	1			2			1	1	1	1	1	1
2	202			弘前市				1				弘前市議会	1	2	1			2			1	1	1	1	1	2
2	203			八戸市				1				八戸市議会	1	2	1			2			1	1	1	1	1	1
2	204			黒石市				4				黒石市議会	1	2	1			2			1	1	1	1	1	1
2	205			五所川原市				1				五所川原市議会	1	2	1			2			1	1	1	1	1	1
2	206			十和田市				1				十和田市議会	1	2	1			2			1	1	1	1	1	1
2	207			三沢市				1				三沢市議会	1	2	1			2			1	1	1	1	1	1
2	208			むつ市				1				むつ市議会	1	2	1			2			1	1	1	1	1	1
2	209			つがる市				1				つがる市議会	1	2	1			2			1	1	1	1	1	1

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																	
				議会名	問12-1	問12-2	問12-3	問12-4	問12-5		問12-6	問12-7									
					議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、産前産後期間の明記はあるか。	問3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休業期間の報酬について減額の規定はあるか。	問5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他				
2402	七戸町	4	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	七戸町議会	1	2	1	七戸町議会会議規則 第1章総則 (欠席の届出) 第2条 第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							1	1	1	1	1	1
2405	六戸町	4		六戸町議会	1	2	1	六戸町議会会議規則 第2条第2項	1							1	1	1	1	1	
2406	横浜町	2		横浜町議会	1	2	1	横浜町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに届け出なければならない。2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							1	1	1	1	1	
2408	東北町	4		東北町議会	1	2	1	東北町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							1	1	1	1	1	
2411	六ヶ所村	1	六ヶ所村職員旧姓使用取扱要綱 第3条 第3条 職員は旧姓を使用するときは、旧姓使用承認申請書(様式第1号)により、あらかじめ村長の承認を受けなければならない。	六ヶ所村議会事務局	1	2	1	六ヶ所村議会会議規則 第2条 第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							1	1	1	4	1	
2412	おいらせ町	1	おいらせ町職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この訓令は、職員がお互いに個性を尊重し、能力を発揮しやすい職場環境の整備を図るため、職員が婚姻、養子縁組その他の事由により戸籍上の姓を改めた後も、以前使用していた氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。	おいらせ町議会	1	2	1	おいらせ町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の会議時刻までに議長に届け出なければならない。2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							2	2	2	2	2	
2423	大間町	4		大間町議会	1	2	1	大間町議会会議規則 第1章 総則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							2	2	2	2	2	
2424	東通村	4		東通村議会	1	4	2		1							4	4	4	4	1	
2425	風間浦村	4		風間浦村議会	4															1	1
2426	佐井村	4		佐井村議会	1	2	1	佐井村議会会議規則 (欠席等の届出) 第2条第2項 議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1							1	1	1	1	1	
2441	三戸町	1	三戸町職員の旧姓使用に関する要綱	三戸町議会	1	2	1	三戸町議会会議規則 第二第二章 前項の規定にかかわらず、議員は、出産のため出席できないときは、その出産予定日の六週間(多胎妊娠の場合にあっては、十四週間)前の日から当該出産の日後八週間を経過する日までの期間内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							1	1	1	1	1	1
2442	五戸町	4		五戸町議会	1	2	1	五戸町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							1	1	1	1	1	1

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査															
				問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)									
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したことはない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例		配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他		
2443	田子町	4		田子町議会	1	2	1	田子町議会会議規則第二条第2項 第二条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の六週間(多胎妊娠の場合にあっては、十四週間)前の日から当該出産の日後八週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1		
2445	南部町	4		南部町議会	1	4	2		2			4	4	4	4	2			
2446	階上町	4		階上町議会	1	4	2		2			4	4	4	4	4			
2450	新郷村	2		新郷村議会	1	2	1	新郷村議会会議規則 第二条第二項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の六週間(多胎妊娠の場合にあっては、十四週間)前の日から当該出産の日後八週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1		1	1	1	1	1	

調査時点 議会関係は2024年7月1日(その他2024年4月1日)

都	市	道	区	府	町	村	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割
							問12-8	問12-9	問12-10	問12-11	問12-12	問12-13	問12-14	問12-15	問12-16	問12-17	問12-18	問13	問13-1	
							議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っていますか。	問12-10で1.を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。	問12-11で、1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に認めているもの以外)を行っていますか。	議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問16で、1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	左記で、1.を選択した場合 該当部分の規定を記入してください。	
							1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. ハラスメント規定(等)がある 2. ハラスメント防止に関する規定(倫理)	2. ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している	3. その他	その他内容	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用する予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定はない。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)		
							0	1	7				9	2	1	1		4		
							0	3	9	5	1	1	10	7	6	4		31		
							0	0	24				20	10	33	0		5		
							40	36								35				
2	201						青森市	4	2	3			2	2	2	2		1	青森市地域防災計画	
2	202						弘前市	4	2	3			3		3	4		2		
2	203						八戸市	4	1	2			1	1	3	2		2		
2	204						黒石市	4	4	3			3		3	1	黒石市議会先例・申し合わせ事項 15 通称の使用について 通称(公職選挙法制度の通称)を議員氏名として使用したい議員は、議長に対し通称使用許可を申請することとし、議長の許可により、その任期中、本名に代えて通称を使用することができる。	なし	2	
2	205						五所川原市	4	4	1		2	3		3	4		2		
2	206						十和田市	4	4	3			3		3	4		2		
2	207						三沢市	4	4	3			1	3	3	4		1	三沢市地域防災計画(風水害等災害対策編、地震津波災害対策編) 地域防災計画(風水害) 第3章第10節第12項「避難対策」 地域防災計画(地震津波) 第3章第9節第10項「避難対策」 ※市は平時及び災害時における男女共同参画担当部署及び男女共同参画センターの男女共同参画の視点を取り入れた防災対策に係る役割について、防災担当部署と男女共同参画担当部署が連携し明確化しておくよう努める。	
2	208						むつ市	4	4	3			3		3	4		2		
2	209						つがる市	4	4	1	1		3		3	4		3		
2	210						平川市	4	4	2			2	3	2	4		2		
2	301						平内町	4	4	3			1	3	1	2		2		
2	303						今別町	4	4	3			3	0	3	2		2		
2	304						蓬田村	4	4	3			3		3	4		2		
2	307						外ヶ浜町	4	4	3			1	3	3	4		2		
2	321						鯉ヶ沢町	4	4	3			3		3	4		2		
2	323						深浦町	4	4	3			1	1	3	4		2		
2	343						西目屋村	4	4	2			3		3	4		3		
2	361						藤崎町	4	4	2			3		3	4		2		

都	市	市	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査										地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割				
			問12-8	問12-9	問12-10	問12-11	問12-12	問12-13	問12-14	問12-15	問12-16	問12-17	問12-18	問13	問13-1		
道	区	区	議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っているか。	問12-10で1.を選択した場合、行っている取組は、次のうちどれか。	問12-12		問12-11で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問16で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の規定を記入してください。
府	町	町	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要となる場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. ハラスメント防止規定等がある。 2. ハラスメント防止に関する規定(倫理規定)がある。	2. ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している。	3. その他	その他内容	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用する予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)		
県	村	村															
コ	コ	コ															
ド	ド	ド															
2	362	大野町	4	4	1	1			大野町議会ハラスメント防止条例 町議会議員は町民の負託を受けた代表者であることから、その負託に応えるため、議員としての高い倫理観と品位が求められる。ましてや議員の地位による影響力を不正に利用したハラスメント行為は断じて許されるものではない。 ハラスメントは、基本的な人権、個人の尊厳を著しく傷つけ、職員の勤務環境をき損し、議会活動及び議会運営に支障をきたし、議会の社会的信用並びに信頼を失うことにつながる。 特に職員に対するハラスメントは、不当に職員の尊厳を傷つけ、最悪の場合、回復不能な精神的、肉体的被害をもたらす。ひいては人材の喪失、行政の停滞を招くことになり、町民サービスの低下、町民のみならず社会からの信用及び信頼を失うこととなる。 大野町の議員と職員が相互に人格を尊重し、信頼し合うことで、それぞれの能力を十分に発揮することができる環境を確保するとともに、ハラスメントの防止及び根絶に努め、町民から信頼される町政運営を目指すことを決意し、この条例を制定する。 (目的) 第1条 この条例は、議員による議員の地位を利用した職員に対するハラスメント及び議員間のハラスメントを防止するための措置を講じ、全ての職員と議員が個人としての尊厳を尊重され、良好な勤務環境と政治活動等の環境を確保することで町政の効率的運用に寄与し、もって信頼される議会の実現に資することを目的とする。 (定義) 第2条 この条例において「ハラスメント」とは、議会活動、議員活動又は選挙活動(準備活動を含む)その他の政治活動(以下「業務」という。)上必要かつ相当な範囲を超えた言動で、相手方とされた者(以下「相手方」という。)に対して精神的苦痛若しくは身体的な苦痛を与え、人格若しくは尊厳を害し、又は勤務環境や政治活動等の環境を害する以下の言動をいう。 (1) ハラスメント 職務に関して優越的な関係を背景として行われることのできる言動で、業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動をいう。町議会や議員全員協議会、各種委員会等の会議中に大きな声を出して職員や議員に対して威嚇・恫喝する行為もこれに含まれる。 (2) セクシャルハラスメント 同性、異性、LGBTなどあらゆる性的な言動をいう。 (3) マタニティハラスメント 妊娠、出産、育児及び介護に関する言動をいう。 (4) その他のハラスメント 前各号に類する相手方に対する誹謗中傷、事実を反する風説の流布その他の嫌がらせとなる言動をいう。言いふらし、電話、文書、SNS、メール、掲示板等の手段を用いて、日本国憲法が保障する思想の自由、表現の自由等に配慮しても、なお、一般に許される限度を超えた言動をいう。 2 職員 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職及び再任用職員、任期付職員、臨時的任用職員、会計年度任用職員等を含む、大野町の業務に従事する全ての職員をいう。 (議員の責務) 第3条 議員は、町民の代表者として、機能及び責務を自覚するとともに、常に高い倫理意識を持ち、ハラスメントが個人の尊厳を不当に傷つけ、人権侵害に当たること及び職員の労働意欲を低下させることを自覚認識し、議員及び職員の人格を尊重してハラスメントをしてはならない。 2 議員は、自身によるハラスメントがあると疑われたときは、自ら誠実な態度をもって疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明確にするよう努めなければならない。 3 議員は、ハラスメントがあると疑われる事態に遭遇したときは、当該議員に対し厳に憤むべき旨を指摘し、解決するよう努めなければならない。 (研修等) 第4条 議長は、ハラスメントの防止を図るため、議員に対し必要な研修等を実施しなければならない。 (事実関係の把握等) 第5条 議長は、議員又は職員からハラスメントに関する苦情の申出があったときは、当該苦情に係る事実関係を把握し、その解決に努めるものとする。 (措置等) 第6条 議長は、前条により、議員によるハラスメントがあったことを確認したときは、その解決策を協議するため、会派を代表する者たちから意見を聴き、当該ハラスメントを行った議員の氏名の公表その他の必要な措置、併せて申し出た議員又は職員の被害回復においても必要な措置を講じなければならない。 (議長職務の代行) 第7条 議長が調査の対象になったときは副議長が、議長及び副議長が共に調査の対象になったときは年長の議員が、この条例に規定する議長の職務を行う。 (注意義務) 第8条 議員はハラスメントによる被害者及び関係者のプライバシー保護に十分配慮し、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない、その職を退いた後も同様とする。 (委任) 第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。	2	3	3	4		2		
2	367	田舎館村	4	4	3					3						2	
2	381	板柳町	4	4	1	1			板柳町議会ハラスメント防止条例 第一条 この条例は、議員による議員の地位を利用した、町職員(以下「職員」という。)に対するハラスメント及び議会内における議員間のハラスメントを防止するための措置を講じ、全ての職員及び議員が個人としての尊厳を尊重され、良好な勤務環境を確保することで調整の効率的運用に寄与し、もって信頼される議会の実現に資することを目的とする。	2	2	2	4		2		
2	384	鶴田町	4	4	2					2			なし		2		

都	市	道	区	府	町	市	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査										地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割		
							問12-8	問12-9	問12-10	問12-11	問12-12	問12-13	問12-14	問12-15	問12-16	問12-17	問12-18	問13	問13-1
							議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っているか。	問12-10で1.を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。	問12-11で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問16で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の規定を記入してください。
							1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要の場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. ハラスメント等防止に関する規定(倫理)	2. ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している	3. その他	その他内容	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っており、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用する予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っており、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定がないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断しない。	1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)	
2	387	中泊町	4	4	3													3	
2	401	野辺地町	4	4	3													2	
2	402	七戸町	4	4	1	1							2	3	3	4		1	七戸町地域防災計画(地震災害対策編、風水害等災害対策編) 町は、平常時及び災害時における男女共同参画担当部署及び、男女共同参画の視点を取り入れた防災対策に係る役割について、防災担当部署と男女共同参画担当部署が連携し明確化しておくよう努める。 (地震災害対策編p66、風水害等災害対策編p50)
2	405	六戸町	4	4	3								3	3	4			2	
2	406	横浜町	4	4	2								2	3	4			2	
2	408	東北町	4	4	3								3	3	4			2	
2	411	六ヶ所村	4	4	3								3	3	4			2	
2	412	おいらせ町	4	4	3								3	3	4			3	
2	423	大間町	4	4	3								3	3	4		特になし	2	
2	424	東通村	4	4	2								2	3	3	4		3	

都	市	市	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割		
			問12-8	問12-9	問12-10	問12-11	問12-12	問12-13	問12-14	問12-15	問12-16	問12-17	問12-18	問13	問13-1			
道	区	区	議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っているか。	問12-10で1.を選択した場合、行っている取組は、次のうちどれか。	問12-11			問12-12で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-17	問12-18	問13	問13-1
府	町	町	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. ハラスメント等防止に関する規定(倫理)	2. ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している	3. その他	その他内容	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断しない。	問12-17	1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)			
県	村	村	4	4	2					2	2	3	4		1		風間浦村地域防災計画 第3章第10節12項 村及び県は、平常時及び災害時における男女共同参画担当事務及び男女共同参画センター等の男女共同参画の視点を取り入れた防災対策に係る役割について、防災担当事務と男女共同参画担当事務が連携し明確化しておくこととする。	
コ	コ		4	4	1			3	研修を行っている	1	2	3	4		2			
ド	ド		4	2	2					1	2	3	4		2			
		2 442	五戸町	4	4	1	1		五戸町職員のハラスメントの防止等に関する条例 (町長等及び議員の責務) 第3条(略) 3 町長、副町長、教育長、行政委員会の委員長及び委員(以下「町長等」という。)並びに町議会議員(以下「議員」という。)は、町政に携わる権能と責務を深く自覚し、地方自治の本旨に従って、その使命の達成に努めなければならない。 4 町長等及び議員は、ハラスメントの事実が疑われたときは、自ら誠実な態度を持って疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明確にするよう努めなければならない。 (苦情処理委員会) 第9条(略) 4 委員会は、相談・苦情に係る当事者が町長等又は議員である場合は、前項第2号に規定する委員に代えて臨時に2名以内の委員を別に置くことができる。 5(略) 6 委員会は、調査審議に当たり、必要に応じて町長等、議員、職員その他苦情・相談に関係する者に対して聴取することができる。 (対応措置) 第11条 町長は、事実関係の公平な調査によりハラスメントの事実が確認された場合は、次の各号の行為者に対し、当該各号に定める内容を行うことができる。 (1) 町長等又は議員 公表	1	3	3	4		2			
		2 443	田子町	4	4	3				3		3	4		特になし	2		
		2 445	南部町	4	4	3				1	3	3	4		2			
		2 446	階上町	4	4	3				3		3	4		2			
		2 450	新郷村	4	4	3				3		3	4		2			